

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和5年9月 13 日(水) 午前 10 時～午前 10 時 46 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員 委 員 長 井上真砂美 副委員長 伊藤隆信 委 員 片岡健一郎
委 員 鬼頭博和 委 員 堀江珠恵 委 員 日比野 走
委 員 梶谷規子

欠席議員 なし

陳述人 服部秀夫、園田則子（請願第 2 号、請願第 3 号、陳情第 13 号）

説明員 健康福祉部長 長谷川忍、教育こども未来部長 近藤玲子
行政課長 佐野剛、同主幹 井手上豊彦、市民窓口課長 富邦也、同統括主査 丹羽真伸、学校教育課長 兼松英知、同主幹 酒井寿、子育て支援課長 西井上剛、同主幹 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 59 号	岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 60 号	岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
請願第 2 号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	全員賛成 採択
請願第 3 号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	全員賛成 採択
請願第 4 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書	全員賛成 採択
陳情第 13 号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために岩倉市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書	聞き置く

◎委員長（井上真砂美君） 皆様、おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願3件であります。このほか陳情1件が送付されており、これらの案件を逐次議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（長谷川 忍君） おはようございます。

9月議会の真っ最中ではありますが、今週末には敬老会を4年ぶりに開催いたします。議長、副議長、それから厚生・文教の委員長、副委員長には御来賓としての出席をお願いしておりますので、どうぞよろしくお願いします。

昭和18年以前に生まれた4,300人に御案内を差し上げているところです。みんなで、長年の御労苦をねぎらい、健康長寿を祝いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、私どもの条例改正の2件も審査をお願いしております。担当職員を出席させて丁寧な答弁に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

審査に入る前に、本日の審査順についてお諮りいたします。

請願第2号、第3号の請願者及び陳情第13号の陳情者より、意見陳述の申出がありましたので、これを認め、請願第2号及び第3号の審査から行い、陳情第13号を議題とした後、付託議案及び請願第4号の審査に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） それでは、審査に入ります。

初めに、請願第2号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」を議題といたします。

請願者は、意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（服部秀夫君） おはようございます。

尾張東部センター、私立学校のこの地域の団体ですけれども、その服部と申します。

今お手元にあります資料は、今年の夏に尾張地区9市町の市長、町長、教育長、それから議長、副議長等々の方々と面談をさせていただき、私学助成についてのお話をさせていただいたときの資料でございます。それを基に話をさせていただこうと思っております。

一番最後の4ページを御覧になってください。

今回のここでの陳述の一番のメインは、私学助成の全体の話は、それは後で述べさせていただきます、この四角の5番の国・県・市町に対する私学助成金の増額を求める陳情及び請願について話をさせていただきます。

岩倉市は、ずっと私どもの私学に対して助成金、授業料助成をやっていただいております。六、七年前、皆さんの活動はよく理解していますよと、市長さん、教育長さんが言われまして助成金をアップしていただきました。心より感謝申し上げます。今後ともよろしく願いしますということで、この件につきましては、陳情書で出させていただきます。

もう一つは、国と愛知県に対して私学助成の拡充に関する意見書を岩倉市として提出をしてくださいということにつきましては、請願で出させていただきました。2年前の厚生・文教委員会的时候陳情で出しましたが、服部さん、この内容は請願じゃないのかと、ぜひこれは請願として会として扱いたいということを言われまして、非常に心強く思った次第です。昨年、市議の皆さんから請願で出したらどうかというようなお声がかけられまして、今年請願という形で出させていただきました。

先ほど言いましたように、ほかのまちの市長さんたちからも、もっとこれは国や県がやるべきではないかという声がいろんな市町からの市長、教育長のほうからありまして、背中を押される形で請願で出させていただきました。

実は、今年全国的に夫婦合算の年収520万円まで就学支援金が出ております。それに対し、県が加算しまして、東京では910万円まで無償化、夫婦とそれから子ども2人の標準的な家庭においての話です。福井県は、第2子が公立に行こうが私学に行こうが無償化、それから大阪では、所得制限なしで無償化、でも大阪の場合は、所得制限なしの無償化というのはすばらしいことなんですけれども、ここは経常費助成、つまり学校に対する助成金が全国のワースト2位ということで、その結果どうなっているかというと、大阪の学校では専任教員が教員の半数しかいないと。あとは常勤、非常勤で賄っているという非常にずさんな状況が大阪では生まれております。愛知県の場合は、もう全国トップレベルの私学助成になっております。

1 ページを御覧になってください。

1 ページのところでは、日本は本当に教育においては後進国だよ、と。もう時代は、私学も無償と、教育は無償という時代に入っております。昔は、公立に行けなかった者が行く私学だった。私学は高かろう悪かろう、私学はお金が高いことを分かっていくんだから、何も国や県や市町が助成する必要はないんだというような声は、確かに40年前はございました。でも、今私学

も無償、教育は無償というのは、もうそこに書いてありますように高校授業料の無償化、大学授業料の無償化、大学の給付制奨学金におきましては、そこに書いたとおりのOECD加盟国の37か国の状況があります。日本は、全てに該当しておりません。非常にそういった意味では、教育に対しては貧困な状況があります。

教育基本法の8条にもあります。そして、国際人権規約の第13条では、無償教育の漸進的な導入によって、全ての者に対して学ぶ機会が与えられるものとするというふうに言っております。

下の矢印のところですけども、全ての子どもが私学を選択する自由が保障されるように無償化を漸進的に進めていくということだと思います。これを日本政府は、国際的に約束しました。外務省は、以後、この条約に拘束されることになると述べております。

2ページへ行ってください。次のページです。裏です。

愛知県の私学助成の状況は、2020年にその四角の中にある②の授業料助成のように年収によって変わっております。年収720万未満は、授業料も入学金も無償です。施設設備費だけが4万円ありますが、840万までの世帯につきましては、授業料は2分の1、入学金も2分の1の助成がありますが、家庭の負担も半分あるわけです。910万円までになりますと、助成額がぐっと減りまして11万8,800円、これは公立の910万円以上の世帯に係る授業料になっておりますが、30万を超える授業料が父母負担になっております。入学金は全額父母負担です。910万まではもう言うまでもなく全て家庭における負担になるわけです。

ところが、公立の場合は910万円まで無償で、910万円以上は11万8,800円、公立には年収による差異はございません。公立の場合は、教育費として計上されているものであります。私学助成の場合は助成金です。言うならば、これは補助金です。私たちは毎年、こういう場で皆さん方に理解と協力をお願いしながら運動を進め、四十数年を経ております。

夏のある市長の発言、それからある町の議長の発言に、こういうのがありました。

年収によって補助金の額に差があるのはおかしいんだ。一律に無償化にすべきではないかということと言われ、議長さんは、私の子どもも私学へ通っている。その苦しさは身にしみているんだということです。

父母の声が少しあります。その四角の3番のところにありますが、それは御覧になっておいてください。ほかのところから少し出します。

子どもは1人ではありません。我が家は4人です。家庭の負担は大変です。

子どもにもいろいろ我慢させています。我が家は対象外の家庭です。上の子の大学生活、県外、大変お金がかかっています。はっきり言って苦しいです。年収制限で目の前で切られてつらいです。上の子が私学の大学に入っているので、パートで収入を増やしたいが、840万を超えると本当に苦しい。年収関係なく無償化にすることを願っています。年収が超えないように調整している。上の子が大学に入り、下の子が私立だとどうお金を工面すればいいか不安です。こういう声があります。720万円以下の生徒たちは無償化になりました。でも、720万円以上の家庭においては何ら変わっておりません。四角の3番にありますように、50%の父母が私学の学費は高いので、公私の学費格差をなくしてほしいと言っております。

3 ページへ移ります。

3 ページで、私たちはこの秋、10月、11月に県下40会場でオータムフェスティバルという県民文化大祭典を開催いたします。その中に、市長とそれから県議会議員の方々をお招きしてお話をさせていただいております。岩倉は、11月19日にアデリア総合体育文化センターで行い、岩倉の市長さんも、それから県議の高桑さんも御臨席いただくことになっております。

その県議の中で、こうやって言われております。あらゆる制約を取っ払うのが政治の役割だ、こういう発言です。それから、現在の制度は、当初の公私格差是正という目的から見てまだ半数しか恩恵が受けられていない。道半ばだと、教育の機会は均等でなければならない、公私を問わず無償でなければならない、多様な生徒の希望を実現するのは公立だけでは難しい。そういうような声が出ております。

その四角の4番のところに書いた文章は、僕が夜1杯焼酎を飲みながら書いた文章です。僕の本音でございますので、これはここで開陳するつもりはございませんが、ぜひこれはお読み願いたいというふうに思っております。

以上、ありがとうございます。陳述を終わります。

◎委員長（井上真砂美君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、請願に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第2号、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔「請願書です」と呼ぶ者あり〕

〔「陳情書と言った」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 失礼いたしました。

もう一度読み上げます。

請願第2号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第2号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

続きまして、請願第3号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」を議題といたします。

請願者は、意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（服部秀夫君） 国と愛知県とまとめて先ほど話をさせていただきましたので、省略させていただきます。

◎委員長（井上真砂美君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 毎年、この場で意見陳述をありがとうございます。この間の私学助成に関する本当に熱心な活動、この間の動きもよく分かったところですが、大阪が完全無償化だけど学校に対する助成がワースト2位とか、福井が第2子が無償化された、東京が910万まで無償化されたということですが、愛知県の現状の具体化と、どこら辺までというか、もちろん学校

に対する助成、本人、家族に対する助成が今愛知県は全国でこういったぐら
いの状況なのかというところをもうちょっと県のリアルな今の位置というか、
教えていただきたいと思います。

◎陳述人（服部秀夫君） 2 ページを御覧ください。

2 ページの上のところの表に、愛知県の高校経常費助成、生徒 1 人当たり
単価というのが書いてあります。それを御覧になっていただければ分かりま
すけれども、1999年に15%カットというときもありましたけれども、現在毎
年4,000円から5,000円の経常費助成が生徒 1 人当たりに加算されておしまし
て、その分が学校の経営、運営のほうに使われております。それによって愛
知県の私立学校の場合は、東京とか大阪とか、ほかの他府県に比べまして授
業料を上げるということをしなくて済んでおります。1970年代のときは、も
う雨後のタケノコのように愛知県も授業料が上がっていきました。学費がど
んどんどんどん上がると父母は本当に負担が大きい、そういう状況の中で苦
しんでおしまして、奨学資金財団をつくったり、いろんな活動をしながら私
たちは運動を進め、今愛知県との関係の中で35万4,000円の 1 人当たりの経
常費助成が出ております。

これは、他府県に比べて特別大きいというわけではございませんけれども、
ほぼ、もちろん下のほうではありません、ずうっと上のほうなんですけれど
も、大体どこのところも大阪とか、そういうところを除きまして大体30万ぐ
らいのお金は出ているように承知しております。これが学校に対する助成金
です。

それから父母のほうは先ほど言いましたように、東京は910万まで無償に
なっておりますし、福井は第 2 子が公私問わず無償化にしているという状況
が生まれておりますけれども、愛知県の場合は720万まで無償になりました。
それが2020年にそれが行われまして、20年、21年、22年、そして今年は23年
です。私たち去年まで、私たちは代表請願という形で愛知県に対して請願を
出してきました。代表請願です。20年前までは、私たちは何百万人という署
名を集めて、300万人ですね、300万署名とか400万署名とかいう署名を父母、
教師、そして市民の方々の力を得まして、それを県議会に届けて全党一致で
採択されるというような運動をしてきましたが、20年にこのような720万以
下が無償になったということで、県議会のほうで本当によくやっていただい
たということで、一旦署名をやめまして代表請願という形でやっております。
もちろん全ての会派、紹介議員になっていただきまして、全党一致で採択さ
れておりますが、まだ動いておりません。720万以上は動いておりません。

私たちは、いきなり大阪のように所得制限なしで全ての生徒無償化という

ふうになってくれればいいんですけれども、そんなことも難しいんじゃないかということで、段階的に840万までの家庭につきましては、今2分の1助成があるけれども、3分の2助成まで持って行ってほしいというようなことを今考えて県との交渉をしております。

今度10月の中旬に、自民党の私学奨学資金、違うかな、自民党の県会議員さんが私学……、何だったか、ずっと名前が出てこない、そういう集まりがあるんですね。そのプロジェクトチームがあって、そこに私たち父母と教師が150人ぐらい行って、ぜひとも父母の声を聞かせてほしいという県会議員さんたちの意見がございまして、そこへ行って先ほどのような父母の生の声を語る、そういうことをやりながら運動を進めていこうと。県議会議員さんも私たちの思いに非常に理解を示してくれておりますので、彼らが一步前進するためには、やはり父母の本当の声が背中を押してくれるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういう声を支えにしながら県議会議員さんと私たちが共に手を携えて進めていきたいというふうに考えております。今愛知県はそういう状況です。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第3号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第3号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第13号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために岩倉市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書」を議題といたします。

意見陳述をよろしく願いいたします。

◎陳述人（服部秀夫君） これも冒頭にまとめてさせていただきましたので、割愛いたします。

◎委員長（井上真砂美君） 意見陳述が終わりました。

本陳情の扱いは、どのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 聞きおくとして、各委員において熟読いただきますようお願いいたします。

暫時休憩にいたします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続きまして、議案第59号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 説明資料のほうで少し質問させていただきます。

今回の改正理由、条例の一部改正の理由のところで、令和6年3月31日をもって、医療受療者の高額療養費について、市町村を受け取り代理としてきたこれまでの取扱いを廃止することが通知されたということで、それに伴って、令和6年3月31日以降は個人番号を用いてこの確認を行うということが書いてあるんですけども、今後はどのように具体的にならっていくのか、これまでとどういった違いがあるのかということを具体的に教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 子ども医療費や障害医療費などの福祉医療の受給者は、医療機関の窓口で受給者証を提示することにより、医療費の自己負担が市の福祉医療から支払われることとなりますので、受給者は医療費での窓口の自己負担は発生いたしません。

また、福祉医療の受給者証は、例えば入院等で自己負担が高額になり、高額療養費の対象となった場合、この場合は、高額療養費は受給者が加入している保険者が負担することになりますが、医療機関の窓口に加入しているところで保険者が発行する限度額認定証を提示しないと高額療養費を含めた受給者の自己負担を一旦市が医療機関に払う形になってしまいます。

このことから、福祉医療の受給者が高額療養費の対象となった場合、これまでは高額療養費を含めた自己負担を一旦医療機関に市が支払い、後日、受け取り代理という形で受給者の同意の上、高額療養費分として差額を保険者の協会けんぽから市に支払われていました。令和6年4月1日からは、直接市が受けることができなくなるため、一旦受給者に協会けんぽに対して高額

療養費を請求してもらい、受給者に支払われた後、市が高額療養費分を受給者に請求して市に返還してもらうことになります。この場合、市は何らかの方法で受給者に高額療養費が支払われたことを確認しないと対象となる高額療養費を受給者に請求できないため、マイナンバーを利用して受給者の医療保険の給付関係情報を確認できるようにするため、独自利用事務に追加するものであります。

◎委員（鬼頭博和君） 大体分かったんですけども、保険で一旦この全額無償で払われるんですけども、その市町村が代理していたものを我々が一旦受け取ったものをもう一回市町村に返すという、こういった仕組みになるということでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 委員おっしゃるとおりでございます。

◎委員（鬼頭博和君） ということは、これからちょっと手続が個人の口座に入ってくるといようなことで、手続が難しくなるというか、今までやっていなかったことが発生してくるといことで、そういったことに対しての調べるということ、周知も兼ねてそういったマイナンバーを使うということでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） そのとおり、マイナンバーを利用してこちらのほうで照会させていただいてという形になっております。

◎委員（鬼頭博和君） ありがとうございます。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） マイナンバーを使うことにより、個人番号を用いるということによって適正な給付の確保や行政手続の効率化を図ることができることからということで改正理由になっているわけですが、高額療養費を福祉医療の……、その高額療養費が、市民負担が増えるということにもなるのではないかなと思うんですが、そこら辺、具体的に示していただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 市民の方につきましては、代理受領の場合、市から送付をされました高額療養費支給申請書に代理受領同意を付して提出するだけでしたが、廃止後につきましては、本人が保険者に高額療養費を請求し支給を受けた後、市に返還をするということで手間が増える形にはなります。

◎委員（梶谷規子君） 手続上の手間が増えるだけになるのか、高額療養費そのものの負担が福祉医療の対象者、子ども、障害者のこれまでの高額療養費の全体の一部負担が市民負担に、増額というふうになることはないのかの確認をお願いします。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 手続上の負担という形で増えてきますが、支給とかそういったものには影響はありません。

もう一度説明しますと、限度額認定証を提示することによって保険者のほうで事前に市のほうに請求することはありませんので、必ず福祉医療受給者証と高額療養費の限度額適用認定証というものを提示していただければ、そのようなことはありませんので、よろしくお願いします。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑は。

◎委員（堀江珠恵君） すみません。1点お願いいたします。

今回この改正の内容の部分なんですけれども、1つ目が子ども医療費と、あとは障害者医療費の支給条例という形になっているんですが、なぜこの2つが追加になったのか教えてください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 福祉医療費のうち、母子父子家庭医療費及び後期高齢者福祉医療費につきましては、受給資格の判定に以前から所得制限を有することから、税情報を確認する目的で既に独自利用事務として追加をして、条例に規定をしておりますので、現在規定のない子ども医療費と障害者医療費について独自利用事務に追加する必要があるため、今回規定するものであります。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

◎委員（堀江珠恵君） はい。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに。

◎委員（梶谷規子君） この福祉医療制度というのは、全国の中で愛知県が本当に全国に誇る県の優れた福祉医療制度だと思うので、それが本当に後退にならないようにといつも願っているものなんです。先日の全員協議会でも部長のほうから、やはり市民負担が増えることもあって、春日井市さんが中心になって県に要望書を出すという予定もされているとお聞きしたところなので、市民負担の負担額も増えていくことがあるのかなというふうに思っていたんですが、再度、そこはないということで、福祉医療制度のそういう額的なところでの後退はないということの確認をしたいんですが、どうでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 先ほども申しましたが、市民の手続の負担が増えるということになっておりますので、よろしくお願いします。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） はい。

◎委員長（井上真砂美君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第59号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第59号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第60号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） この条例の一部改正は、時々法律が一部改正されるたびに少しずつ変わっていくわけなんですけど、今回繰り上がる、項ずれだけではないかと思うんですが、その内容については、変更するような内容はないことの確認をしたいんですが、どうでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回の改正で1項繰り上がることになっておりますが、もともとそれが認定こども園というものを定義する場所で、11項で定める認定こども園という言い方をしておったものでございます。その1つ上の項が削除されたことにより繰り上がるというものですので、認定こども園の定義や呼び方等については変更ないというところでございますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第60号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第60号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第4号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員、説明はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。
次に、請願に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第4号「定数改善計画早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第４号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

暫時休憩にいたします。配付よろしくお願ひします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、再開いたします。

手元に配付いたしましたとおり、議長への継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、採択されました請願第２号、第３号及び第４号につきまして、意見書を委員会提出議案として提出することを議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、議題といたします。

意見書の文案について、第２号について御意見はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） それでは、委員会の文案については、異議なしと認め、そのように決しました。

請願第３号、愛知県私学助成の拡充に関する意見書についてを議題といたします。

文案について意見はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） それでは、意見書の文案について、提出書類のようになりたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、そのように決しました。

請願第4号につきまして、定数改善計画早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書のほうですが、意見書の文案について意見はございますか。

◎委員（梶谷規子君） これは請願者のほうから意見書案は添付されていなかったんですか。

◎委員長（井上真砂美君） ありますね。

右の……、右のページといってもいけませんが、あります。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） それでは、意見書の文案につきましては、請願者提出の意見書案がありますが、案を消してそのようにしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。